

# － 制定・改廃の概要 －

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例  
公布年月日・番号 令和3年11月30日・東京都条例第105号

## 1 概要

### (1) 改正理由

排水基準を定める省令等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和3年環境省令第15号）の施行による排水基準を定める省令等の一部を改正する省令（平成18年環境省令第33号）の改正に伴い、東京都における公共用水域に排出する汚水の規制基準に係る暫定基準を改める必要がある。

### (2) 改正内容

汚水の亜鉛含有量に係る暫定基準

- ・暫定基準 5mg/ℓ → 4mg/ℓ （参考）一般基準 2mg/ℓ
- ・適用業種数 3業種 → 1業種（電気めっき業）
- ・適用期限 令和3年12月10日まで → 令和6年12月10日まで

## 2 施行日

令和3年12月11日

## 3 問合せ先

環境局自然環境部水環境課河川規制担当

直通 03-5388-3494